重要事項説明書

利用者に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第３７号８条に基づいて、当事業者が利用者及びその家族等に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1．事業所概要

<table>
<tr><td>事業所名</td><td colspan="3">指定居宅サービス事業所　安信</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3">〒７９０－０９１１
松山市桑原３丁目１番４７号</td></tr>
<tr><td>提供可能サービス
及び
介護保険事業所番号</td><td>訪問介護
介護予防型訪問サービス</td><td colspan="2">3870102237 号</td></tr>
<tr><td rowspan="2">管理者及び連絡先</td><td>サービス種類</td><td>氏名</td><td>連絡先</td></tr>
<tr><td>訪問介護
介護予防型訪問サービス</td><td>田中　貴央</td><td>（０８９）９４１－１１９９</td></tr>
<tr><td>介護タクシー連絡先</td><td>通院等乗降介助</td><td>中田　佳克</td><td>（０８９）９０８－８２１１</td></tr>
<tr><td>通常の事業の
実施地域</td><td>同上</td><td colspan="2">松山市（島嶼部を除く）
旧重信町（総合事業は除く）
旧砥部町（総合事業は除く）</td></tr>
</table>

2．事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態及び要支援状態にある者又は事業対象者に対し、適切な訪問介護サービス及び介護予防型訪問サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	要介護者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとします。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとします。

３．職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	１名以上
サービス提供責任者	ご利用者様の状態や意向等を十分に把握した上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に基づいた「訪問介護計画」を作成します。 なお、作成にあたっては、サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 作成した訪問介護計画について、ご利用者様等へ説明し、同意を得た上で交付します。 ご利用者様の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 居宅介護支援事業者と調整した上で必要に応じ訪問介護計画の変更を行います。 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容などのサービスに関する指示・指導を行います。また、ご利用者様の状況についての情報を伝えます。 訪問介護員等の能力や希望に応じた研修、技術指導等を行います	7 名以上
訪問介護員	訪問介護計画に基づいて訪問介護サービスを提供します。 事業者やサービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けることで、適切な介護技術をもって訪問介護サービスの提供を行います。 サービス提供後、ご利用者様の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。 サービス提供責任者から、ご利用者様の状況についての情報を受け、適切に対応します。	55 名以上 （サービス提供責任者を含む）

４．営業時間

サービス種類	月　曜　日　　～　金　曜　日
訪問介護	８：３０　～　１７：３０

＊　土・日曜日、祝日、年末年始１２／２９～１／３までは休業日とする。

＊　電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

５．利用者負担金　【居宅支援事業所との話し合いによりサービス内容は決定されます。】
介護保険の適用がある場合は、料金表の利用料金は厚生労働大臣又は松山市が要綱で定める基準によるものとし法定代理人受領サービスの場合は利用者の負担割合に応じた額になります。
ただし、介護保険での給付の範囲を超えたサービス費は全額が利用者の負担となります。

訪問介護（要介護の方）

【サービス費（８：００～１８：００の時間帯)】

介護保険適用の場合は下記の１割から３割が利用者負担となります。

身体介護	20 分未満	20 分～30 分未満	30 分～１時間未満	１時間～１時間３０分未満	１時間３０分以上（３０分増す毎に）
	1,630 円	2,440 円	3,870 円	5,670 円	820 円を追加
生活援助	４５分未満	４５分以上			
	1,790 円	2,200 円			
身体＋生活	身体+生活 45 分未満	身体+生活 45 分以上 70 分未満	身体+生活 70 分以上		
	身体+650 円	身体+1,300 円	身体+1,800 円		

注意事項

※　個々のサービスの間隔は、２時間以上とします。

※　早朝（午前６時～午前８時）・夜間（午後６時～午後１０時）は２５％増し。
深夜（午後１０時～午前６時）は５０％増し。

※　やむを得ない事情で利用者の同意を得て、２人訪問した場合は２人分の料金となります。

※　初回加算（新規）２００単位／月【新規に訪問介護計画を作成したご利用者様に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。】

※　緊急時訪問介護加算１００単位／月【計画外の訪問介護（身体介護）を緊急に行った場合】

※　介護職員等処遇改善加算について【介護職員全体の資質向上を目的とし、介護技術・コミュニケーション技術などを向上した介護職員に対して、賃金改善するための加算です。】
当事業所では、介護職員等処遇改善加算Ⅱロ（26.6%）を算定しております。訪問介護の月合計単位数×26.6%を上乗せしてお支払い頂く事になります。また、区分支給限度基準額（介護保

険の月々の利用上限単位数）の対象外となります

※　サービス付き高齢者向け住宅に入居中のご利用者のうち 20 名以上弊社の訪問介護を利用した場合に限りさらに 90/100 となります。

訪問型独自サービス（要支援１・２の方）

介護保険適用の場合は下記の１割から３割が利用者負担となります。

対象者	区分	程度	金額
要支援１・2	訪問型独自サービス１１	週１回程度で合計４回以上	１月定額　11,760 円
要支援１・2	訪問型独自サービス１２	週２回程度で合計８回以上	１月定額　23,490 円
要支援 2	訪問型独自サービス１３	週３回程度で合計 12 回以上	１月定額　37,270 円
要支援１・2	訪問型独自サービス２１	週１回程度で合計３回まで	2,870 円／1 回
要支援１・2	訪問型独自サービス２１	週２回程度で合計７回まで	2,870 円／1 回
要支援 2	訪問型独自サービス２１	週３回程度で合計 11 回まで	2,870 円／1 回

通院等乗降介助（要介護１以上の方）

走行距離	介護保険料（片道）	運賃（片道）	合計金額（片道）
2 ㎞まで	97 円	1,000 円	1,097 円
2 ㎞～3 ㎞まで	97 円	1,200 円	1,297 円
3 ㎞～4 ㎞まで	97 円	1,400 円	1,497 円
4 ㎞～5 ㎞まで	97 円	1,600 円	1,697 円
5 ㎞～6 ㎞まで	97 円	1,800 円	1,897 円
6 ㎞～7 ㎞まで	97 円	2,000 円	2,097 円

運賃は以降１㎞増すごとに 200 円増加

身体介護付有償運送（基本要介護４～５の方）

走行距離	介護保険料	運賃（片道）	合計金額（片道）
3 ㎞まで	244 円	200 円	444 円
3 ㎞～4 ㎞まで	244 円	400 円	644 円
4 ㎞～5 ㎞まで	244 円	600 円	844 円
5 ㎞～6 ㎞まで	244 円	800 円	1,044 円
6 ㎞～7 ㎞まで	244 円	1,000 円	1,244 円

運賃は以降１㎞増すごとに 200 円増加

６．サービス提供に関する相談、苦情について

【苦情の処理の体制、手順】

ご利用者様またはご家族様からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

苦情や相談があった場合、苦情相談担当者はしっかりとお話を聞き、場合によってはご自宅へ伺うなど、状況の把握や事実確認に努めます。

苦情相談担当者（応対者）は速やかに管理者に状況等の報告を行い、ご利用者様またはご家族様の立場に立った適切な対処方法を検討します。

検討内容については適宜連絡いたします。また、最終的な対処方法などは必ずご利用者様またはご家族様へ報告します。

苦情または相談内容については真摯に受け止め、個人情報の取り扱いに十分配慮した上で、再発防止策や今後のサービス向上のための取り組みを従業者全員で検討します。

サービス苦情申立窓口

指定居宅サービス事業所　安信 管理者　　田中　貴央	電話番号 受付時間	（０８９）９４１－１１９９ 平日　８：３０～１７：３０

その他

松山市指導監査課	電話番号 受付時間	（０８９）　９４８－６９６８ 平日　８：３０～１７：１５
愛媛県国民健康保険団体連合会 介護福祉課	電話番号 受付時間	（０８９）　９６８－８７００ 平日　８：３０～１７：１５
東温市社会福祉協議会	電話番号 受付時間	（０８９）　９５５－５５３５ 平日　８：３０～１７：３０
砥部町社会福祉協議会	電話番号 受付時間	（０８９）　９６２－７１００ 平日　８：３０～１７：３０
愛媛県社会福祉協議会	電話番号 受付時間	（０８９）　９２１－８７８９ 平日　　９：００～１２：００ 平日　１３：００～１７：００

７．緊急時の対応方法

訪問介護を実施中に利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、意識・呼吸の確認、その場での応急処置、119 番通報（必要な場合)、事業所（管理者またはサ責）へ報告します。また、緊急連絡先に連絡いたします。		
利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	利用者との関係	

８． 事故発生時の対応方法

事故発生時の対応は、以下の手順で行います。

（１）市町村、当該利用者の家族、当該利用者に関わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。

（２）利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。(当事業所は損害保険ジャパン日本興亜株式会社と損害賠償契約を結んでおります。)

９． 更新について

利用者の要介護区分の変更により要介護から要支援または、要支援から要介護に変更になっても重要事項の説明はこの説明書により説明を受けているものとする。

１０．第三者評価の実施状況

未実施

１１．記録の保存

利用者にかかる記録は、サービスの提供を完了した日から 5 年間保存します。

１２．その他

利用者の方やご家族の方などが当事業所や当事業所の訪問介護員に対して本契約を継続しがたい背信行為（暴言、暴力、セクシャルハラスメント等）を行った場合は、包括支援セ

ンターへ連絡すると同時に即座にサービスを終了させていただきます。

１３．高齢者虐待防止のための措置

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

１ 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

２ 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

３ 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に年１回以上実施すること。

４ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

１４．身体拘束適正化のための措置

当事業所は身体拘束の適正化の為、次に掲げる措置を講じるものとする。

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと、および身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

１５．業務継続計画について

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。また、感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また研修会や、訓練を実施し感染対策の資質向上に努める。

令和　　年　　月　　日

（乙）当事業所は、甲１に対する訪問介護サービスの開始に当たり、　□甲１　に対して
□甲２
重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明しました。

（乙）指定居宅サービス事業所　　安信
事務所所在地　　松山市桑原３丁目１番４７号
説明者　氏名　　㊞

（甲）私は、重要事項説明書に基づいて、乙から重要事項の説明を受けました。

（甲１）利用者
住所

氏名　　㊞

（甲２）親族代表又は代理人
住所

氏名　　㊞